

## 大津市議会視察質問内容（委員間討議）

### 奈良市議会の現状

- ・議会基本条例上、議員間で討議を行うよう努める旨の記載があるものの、今まで実施されたことはなかった。しかしながら、令和7年7月の改選を機に委員間討議を実施すべきとの機運が高まり、現在調査を行っている。
- ・直近で委員間討議を実施した例はある（ごみ焼却施設等検討特別委員会）が、討議の目的や手法が十分共有されておらず、詰問するような討議の仕方になったり、また、討議ではなく質疑を行うことがあった。
- ・令和8年3月定例会中に開催される予算決算委員会各分科会において、委員間討議を試行的に実施する方針が決定されている。
- ・令和8年3月定例会中に開催される予算決算委員会各分科会で実施する委員間討議の状況も踏まえ、今後の委員間討議の制度設計を行う必要がある。

### 質問事項

#### 1. 大津市議会での委員間討議の概要、制度設計について

⇒委員間討議の際の具体的なルールについて

- ① 会議進行：議案審査、所管事務調査の2パターンの委員間討議の流れについて。
  - 現在、議案については討議しておらず所管事務調査のみ行っている。
  - 委員間討議終了後、討議を踏まえ、再度質疑を行ったりするのか。
  - 再度質疑は行っていない。
  - 意見が対立した際、どのように収拾をつけているのか
  - か×かを決める議題に関しては討議しておらず対立するようなことは無い、委員長采配が多い
- ② 目的：委員間討議をする目的としては合意形成とお見受けするが、具体的にはどのような成果を目標として実施しているのか。（修正案の作成、付帯決議案の作成等）
  - 議会基本条例の制定により委員間討議する事が盛り込まれたため、今は所管事務調査のみ委員間討議を行っている。
- ③ 結果：討議した結果は、最終的にどのような形に残すのか（委員長報告に盛り込む、修正案・付帯決議案を作成する、次年度への申し送り事項とする）
  - 所管事務調査で議論したことは委員長報告として形に残すか軽易な件については委員長より理事者に直接伝えるかのどちらかで、議案については討議していない為修正案や付帯決議の作成は無い。

- ④ 議題決め：発言範囲は自由か、テーマを決めてその範囲内で行うのか  
→テーマは特に定めておらずあくまで所管事務調査案件のみでその都  
度委員長の采配で行う。
- ⑤ 発言時間：時間や回数に制限はないとお見受けするが、長時間にわたることはな  
いのか  
→時間や回数制限はない、今まで長時間にわたったことは無い
- ⑥ 制限事項：遵守すべきルールを定めているのか。(個人攻撃になるような詰問を行  
わない、理事者への質疑と見受けられるような質問はしない、長時間  
にわたり持論を展開しないなど)  
→ルールは特にない
- ⑦ 出 席：執行部の出席の有無の判断基準について  
→委員会終了後、理事者が退出してから議員のみで討議している。

2. 委員間討議導入時の懸念事項及びそれに対する対応策について、導入当初、『討議の仕  
方がわからない』『ただの言いつ放しになる』といった声はなかったか。また、それをど  
のようにルール整備したのか。

→平成23年の改選で古参議員が引退し大幅に議員の入れ替えがあり議会改革が進み前向  
きな意見が多く特に懸念事項はなかったようである。

3. 大津市議会の常任委員会では毎回必ず委員間討議を実施しているわけではないとお見  
受けするが、どのような場合、委員間討議を実施しているのか。

→委員長が必要と思う所管事務調査事項があれば委員間討議を行う、委員長采配による。

4. 実際のところ、委員間討議は機能しているのか。委員間討議を導入して得られた効果、  
現在抱えている課題について。

→委員長の経験や技量によることが多く、委員間討議が機能しているかは不明、議員の意  
見を理事者に正式に伝えるという面では必要であると思われる。

5. 奈良市で行う予算決算委員会各分科会での委員間討議の実施方法について、奈良市議会  
で行おうとしている分科会での委員間討議について、どのような目的、制度設計のもと行  
えば、議事の混乱なく一定の成果が上がるような形で行えるのか所見を伺う。

→大津議会では○か×かについての委員間討議は行わないとしている。

6. 御提供いただきたい資料

①申し合わせ等で委員間討議について明文化されているもの→無

②委員間討議に関する委員長の議事次第書→有